

# 姫路市 信用保証料助成制度



姫路市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した中小企業・個人事業主が、兵庫県の融資制度を利用する際の信用保証料について、その相当額の助成を行います。

## 1 申請要件

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ・ 姫路市内に主たる事業所(法人:本社、個人:主たる店舗等)を置く中小企業者(個人事業主を含む)
- ・ 姫路市税の滞納がないこと
- ・ 「2 対象となる兵庫県中小企業融資制度」を利用していること

## 2 対象となる兵庫県中小企業融資制度とその期間

対象となる兵庫県中小企業融資制度		現在申請が可能な該当期間
(1)	新型コロナウイルス感染症対応資金 (※売上高減少が5%以上15%未満の 中小企業者のみ)	令和3年3月11日融資実行分～令和3年5月31日融資実行分 (保証申込受付は令和3年3月31日分まで)
(2)	新型コロナウイルス対策貸付 (経営円滑化)	令和3年3月11日融資実行分～当面の間
(3)	新型コロナウイルス危機対応貸付 (経営円滑化)	令和3年3月11日融資実行分～令和3年12月31日融資実行分
(4)	伴走型経営支援特別貸付 (経営円滑化)	令和3年4月1日保証申込受付分～令和4年2月28日融資実行分

※融資取扱期間が延長になった場合は、助成対象期間も変更する場合があります。

## 3 助成額

自己負担分の信用保証料の 1/2 相当額 を助成し、1事業者につき 上限を 65 万円 とします。

(「10 制度の内容イメージ」をご確認ください。)

※ 「2 対象となる兵庫県中小企業融資制度」の制度を複数利用、または複数回利用する場合、それらの信用保証料の合計の 1/2 相当 を助成し、上限を 65 万円としますので、ご注意ください。

また、「令和2年5月1日保証協会保証分～令和3年3月10日融資実行分」のものにおいて、既に「2 対象となる兵庫県中小企業融資制度」に係る姫路市信用保証料助成制度を利用している場合、既に助成した金額を上限 65 万円から差し引いて助成します。

## 4 必要書類

- ・ 申請書(姫路市のホームページよりダウンロードできます。)
- ・ 姫路市税調査に関する同意書(姫路市のホームページよりダウンロードできます。)
- ・ 「信用保証書」の写し または 「信用保証決定通知(お客様用)」の写し
- ・ 金銭消費貸借契約書の写し
- ・ 兵庫県信用保証協会へ信用保証料を支払ったことが分かる書類の写し  
(振込用紙(受付印済)の写し、振込実績が分かる通帳の写し(通帳の表紙+該当部分が必要) など)
- ・ 法人の登記事項証明書(個人事業主の場合は、住民票及び税務署へ届け出た開業届の写し)

## 5 申請の流れ

- (1) 金融機関を通じて、兵庫県融資制度の申し込み準備
- (2) 兵庫県信用保証協会へ、信用保証の申し込み
- (3) 信用保証の決定後、信用保証料を兵庫県信用保証協会へ支払
- (4) 融資の実行
- (5) 保証料助成に必要な書類を用意し、姫路市産業振興課へ申請
- (6) 姫路市産業振興課にて書類確認等
- (7) 姫路市産業振興課から、申請者へ交付可否決定を通知
- (8) 申請者から、姫路市産業振興課へ交付請求書を提出
- (9) 交付手続き

## 6 申請期間

**令和4年3月31日(木)まで ※必着**

**※ただし、申請期間中であっても、予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。**

※融資実行日が令和3年3月11日～令和4年2月28日までのものに限りです。

## 7 注意事項

- ・ 助成対象融資の期間について、融資制度ごとに異なりますので、ご注意ください
- ・ 申請の手続きについて、受付後に、姫路市産業振興課から関係部署へ照会等を行うため、交付可否決定の通知に時間を要しますので、ご了承ください。(申請受付後、1か月～1か月半程度かかる場合があります。)
- ・ 経営活性化資金(新型コロナウイルス対策)、借換等貸付(新型コロナウイルス対策)は信用保証料等助成の対象ではありませんので、ご注意ください。

## 8 申請・お問い合わせ先

申請に必要なものを、下記の申請窓口に持参または郵送してください。メール、ファックスでは受け付けていません。

**姫路市役所 産業振興課**

**〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所9階**

**TEL:079-221-2505**

**平日 8時35分～17時20分**

## 9 その他のお問い合わせ先

- (1) 兵庫県中小企業融資制度に関すること

- ・ 兵庫県中小企業融資制度取扱金融機関

または、

- ・ 兵庫県 産業労働部 産業振興局 地域金融室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号 TEL:078-362-3321

- (2) 信用保証制度に関すること

兵庫県信用保証協会 姫路支所

〒670-0965 姫路市東延末三丁目27-2 TEL:079-289-3611

## 10 制度の内容イメージ

### (1) 新型コロナウイルス感染症対応資金

(※貸付限度額は 6,000 万円になります。)

	個人事業主	左記を除く中小企業者	
	売上高減少が 5%以上	売上高減少が 15%以上	売上高減少が 5%以上 15%未満
保証料	国より 全額免除	国より 全額免除	自己負担 1/2
			国より 1/2 減額

自己負担分の 1/2 に相当する額を助成します。

※①

※① 必要書類を用意し、  
姫路市産業振興課へ申請してください。

### (2) (3) 新型コロナウイルス対策貸付(経営円滑化)、新型コロナウイルス危機対応貸付(経営円滑化)

<保証日が令和3年3月31日までの場合>

保証料	自己負担 50%
	保証料助成 45%相当 ※③
	保証料助成 5%相当 ※②

※② 信用保証協会への保証料支払い時点で姫路市が負担  
(※姫路市税納付確認書を保証申込時に提出。)

※③ 必要書類を用意し、姫路市産業振興課へ申請してください。

<保証日が令和3年4月1日以降の場合>

保証料	自己負担 50%
	保証料助成 50%相当 ※④

※④ 必要書類を用意し、姫路市産業振興課へ申請してください。

### (4) 伴走型経営支援特別貸付(経営円滑化)

融資金額

6000 万円 ～ 4000 万円	保証料	自己負担
		県より補助
4000 万円 ～ 0 円	保証料	自己負担
		国より補助

自己負担分の 1/2 に相当する額を助成します。

※⑤

※⑤ 必要書類を用意し、姫路市産業振興課へ申請してください。

①+②+③+④+⑤の上限を 65 万円とします。

## (参考)その他の信用保証料助成制度について

姫路市では、新型コロナウイルスに対応した融資以外にも、保証料助成を行っています。

### ● 対象となる融資制度と助成割合

	制 度 名	助成割合
兵庫県中小企業 融資制度	新規開業貸付	20%
	経営円滑化貸付 (新型コロナ対応分を除く)	5%
	小規模無担保貸付	15%
	特別小規模貸付	15%
兵庫県信用保証 協会保証制度	地域活力向上保証「ふるさと」	20%
	創業関連保証	20%

### ● 対象者

姫路市内に主たる事業所を置く中小企業者(新規開業貸付および地域活力向上保証「ふるさと」、創業関連保証の利用者は見込みを含む)で、姫路市税の滞納がない方

### ● 手続きの流れ

発行された「姫路市税納付確認書」を、各融資制度や保証制度ごとに必要な提出書類と共に、兵庫県信用保証協会へ提出してください

※ 必要書類や手続きの流れが、新型コロナウイルス対応融資分とは異なりますので、ご注意ください。(詳細につきましては、姫路市産業振興課のホームページよりご確認されるか、産業振興課の窓口へお問い合わせください。)